

総合分析業務に必要なA I 機能の調査・実証に係る説明書

案件名	総合分析業務に必要なA I 機能の調査・実証
公募期間	令和8年3月6日 ～ 令和8年3月23日
参加資格	<p>1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。</p> <p>2 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>3 日本に拠点を有していること（政府調達に関する協定の適用案件でない場合に限る）。</p> <p>4 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>② 防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第3号から第7号までのいずれかに該当する者、日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞又はその他各府省庁等内におけるスタートアップ表彰企業の受賞企業。</p> <p>※ 公募の時点で競争参加資格を有していない応募者は、必要書類とともに、防衛省所管契約事務取扱細則第9条に規定する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出するものとする。</p> <p>5 提案する技術を保有していること。</p>
案件の概要	<p>(1) スタートアップ技術提案評価方式を適用して解決を求める行政課題の概要</p> <p>防衛省・自衛隊として、各種情報の網羅的かつ体系的な管理を目指すためA I を活用し、収集・分析・管理におけるスピード・精度・効率の向上、ヒューマンエラーの削減、省人化・省力化につなげることで、情報の収集・分析・管理能力を抜本的に強化し、効率化させることが期待されている。</p> <p>(2) 行政課題の背景</p> <p>近年、収集・分析・管理すべき情報が氾濫する一方、組み合わせることにより価値が生まれる情報も含まれることから、防衛省・自衛隊はこれらの情報を適時適切に収集・分析・管理し、政策や運用の意思決定者（以下、「カスタマー」という。）に提供することが求められている。</p> <p>また、各国防衛当局がA I を戦略として組み込み、平素か</p>

ら有事の情報かく乱や作戦行動における意思決定サイクルの迅速化を図る取組が進められている現状を踏まえ、これらに対抗するためには、対象の情報等を精確かつより迅速に収集、分析し、相手を取り得る手段を事前に察知・予測する能力が必要不可欠となっているが、収集・分析すべき情報量が増加していることに加え、その質は玉石混合であることから、広範かつ精緻な管理が求められている。

上記を踏まえ、課題を解決するための技術は専門性が高くその進展も著しいことから、適用が望ましいA I技術に対し知見を有する民間企業や研究機関の活用を検討しているところである。

### (3) 行政課題の詳細

#### ア 行政課題の当事者

防衛省・自衛隊

#### イ 当事者の業務の概況

防衛省の情報分析官は、カスタマーの意思決定に資する情報を提供するため、総合分析業務（カスタマーのニーズを踏まえ、あらゆる情報源からの情報（公開情報、電波情報、画像・地理情報等）を収集・分析・管理するもの）により報告書等を作成する。

#### ウ 当事者が抱える課題（これまでの行政課題の解決に向けた類似の取組を通じてもなお残る課題等）

総合分析業務において、防衛省の情報分析官は、教育の受講、自己研鑽、業務で培った知識・経験を基に分析を実施しており、その成果や収集した情報、分析した結果の利・活用の程度は各分析官の能力・練度に依存する傾向にある。

また、分析の対象となる情報の網羅的な収集、迅速かつ正確な分析、収集した情報及び分析結果を資産として管理し、これらを柔軟かつ効果的に活用するためには、人間では限界となりつつある。

これらは、既に市場に出回っている汎用の生成A I等の活用で課題克服の一助となるものの、収集した情報の確度、鮮度、網羅性、分析結果のハルシネーション（尤もらしいが誤った情報を回答する現象）、データバイアス（学習データの偏り）等、総合分析業務の抜本的強化において信頼できるものとして利用できない危険性を含んでいる。

### (4) 解決の目標及びスケジュール

#### 【解決の目標】

上記行政課題解決のためには、総合分析業務の抜本的強化に最適なA I技術の適用要領及び効果について実証を通じ

	<p>て確認することが必要である。また、将来、防衛省・自衛隊に総合分析業務の抜本的強化に更に最適なA I 技術を導入する可能性を踏まえ、研究・開発段階の技術も含め網羅的に調査するとともに、A I 技術を適用した際の技術面、コスト面等における課題の洗い出し及びそれらに対する処置・対策の導出等の検討が必要である。</p> <p><b>【スケジュール】</b></p> <p>契約締結（令和8年5月下旬～6月上旬を想定）後、速やかに実証用モデルの設計・開発に着手し、令和9年度開始までに当該モデルを官側に試用させ、官側のフィードバック等を基に適宜改修を実施する。また、契約期間を通じ、総合分析業務の抜本的強化に資するA I 技術の全般動向調査を実施する。併せて、実証及び全般動向調査において逐次判明した事項等を踏まえ、令和8年度後半を目途に、A I 技術の適用に関する課題、処置・対策の検討を開始する。令和9年度末、本契約履行におけるすべての成果を報告書として取りまとめ、官側に提出する。</p> <p>(5) 参考額</p> <p>3億2,000万円</p> <p>注：参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第99条の5に規定された予定価格と異なり、その範囲内での契約を要するものではない。</p>
<p>優先交渉権者の選定に関する事項</p>	<p>(1) 技術提案の評価に関する基準</p> <p>本事業は価格を考慮せず、次のア～ウに沿って、技術的要素等により審査を行うものとする。</p> <p>ア 評価項目</p> <p><b>【必須事項】</b></p> <p>① 技術提案書には説明書で記載を要求した事項が十分な証拠または具体的説明をもって記載されているか。</p> <p>② 技術提案の内容は、事業の目的に合致しているか。</p> <p>③ 行政課題の解決におけるスケジュールと合致しているか。</p> <p>④ 見積価格は参考額を超過していないか。</p> <p>⑤ 令和9年3月31日までに「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」への対応が可能か。ただし、本案件においては、契約履行の全期間を通じ、保護すべき情報の取扱いは書面のみとする。</p> <p><b>【加点事項】</b></p> <p>① 技術提案が行政課題の解決に資するものであるか。（最</p>

重要項目)

- ② 提案に活用される技術及びサービスに独自性・優位性があり、技術が優れているか。
- ③ 提案内容・実施計画は実現可能かつ妥当性があるか。
- ④ 技術提案の主体が、行政課題の解決に資する高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。

イ 評価基準

【加点事項】

総合分析業務の抜本的強化に最適なA I 技術の適用に向けた下記各項目の実施要領

①-1 実証

言語モデル、活用できるA I 手法 (A I の型 (エージェント型、推薦型等)、規模、モーダル (シングルモーダルまたはマルチモーダル等)、実証のための環境 (オンプレミス、クラウド、両者のハイブリッド等)、資器材 (ハードウェアリソース等) 等の最適な組み合わせ、当該組み合わせに期待できる効果及び実証結果の評価要領を具体化した提案となっているか。なお、実証において対象とする情報は公開情報 (有料・無料は問わない。) とする。

①-2 全般動向調査

総合分析業務に活用可能な国内外のA I 技術 (調査時点で研究・開発段階の技術を含む。) 及びそれら技術の組み合わせ等について、網羅的に調査を実施する提案となっているか。

①-3 検討

①-1、①-2により逐次判明した事項等を踏まえ、総合分析業務における情報収集、情報分析、情報管理において活用可能なA I 技術の適用における技術面、コスト面、法制面等に関する課題の洗い出し及びそれらに対する処置・対策の導出を実施する提案となっているか。

②-1 従前の方法 (市販の生成A I の (原型のままの) 利用等) に対する独自性が認められる技術提案であるか。

②-2 既存技術 (市販の生成A I に実装されている高精度予測モデル (スケーリングされた Transformer 等)) に対する優位性が認められる技術提案であるか (一例として、計算コストを抑えつつ精度を維持する技術、ハルシネーションを局限する技術等)。

③-1 実現可能性が考慮された実証、全般動向調査、検討等の計画となっているか。

③-2 事業を遂行する上で適正な体制をとるための人員確保が見込まれるか。

③-3 見積価格と比して、技術提案は費用対効果が高いと考えられるか。

③-4 令和9年3月31日より早く「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」への対応が可能か。

④ 技術提案の主体が、行政課題の解決に資する高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。

#### ウ 得点配分

審査点は、100点とする。ただし、うち30点については、技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等に該当する者に対して、次のi～iiiのとおり加点を実施する。

i J-Startup 選定企業、J-Startup Impact 選定企業、J-Startup 地域版選定企業、日本スタートアップ大賞受賞企業又は日本ベンチャー大賞の受賞企業が単独で技術提案を行う場合

・・・(30点)

ii 「技術力ある中小企業者等の入札機会の拡大について」(平成12年10月10日政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)の3(3)から(6)までに掲げるものが単独で技術提案を行う場合

・・・(20点)

iii 上記i又は上記iiに掲げるものが大企業その他事業者とコンソーシアム等を形成して技術提案を行う場合

・・・(15点)

#### (2) 優先交渉権者の選定方法

・ 技術提案を提出した者の中から、評価点が最上位であることを優先交渉権者として選定します。なお、評価点が最上位の者が複数者いる場合には、評価項目の重要度の高いものに係る評価点の高い者を優先交渉権者として選定することになります。

・ 優先交渉権者として選定された方には、書面又はE-mailにより、その旨を通知します。

・ 公募参加資格がないと認められた方に対しては、書面又はE-mailにより、非選定とされた旨及びその理由を通知しま

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記に該当しない方に対しては、書面又はE-mailにより、優先交渉権者が選定された旨と順位を通知します。</li> </ul> <p>(3) 応募者の義務等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先交渉権者にする旨の通知を受けた者は「入札及び契約心得」（防衛装備庁公示第1号。平成27年10月1日）を熟知の上、公募条件に著しい変更があった場合を除き、技術提案内容から交渉により確定した仕様を以て、商議に参加しなければなりません。</li> <li>・ 応募者で優先交渉権者とならなかった者は、仕様書等貸与したものをすべてを返却しなければなりません。</li> <li>・ 応募者は、本審査の過程で防衛省側から得た情報の内容で一般に公開されていない情報について開示・漏洩してはなりません。</li> <li>・ 本案件は、履行にあたり保護すべき情報を取り扱うため、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」を契約に付す予定です。応募者は契約の締結にあたり、本特約条項の規定にしたがい令和9年3月31日までに対策を実施しなければなりません。</li> </ul>
技術提案の改善に関する事項	<p>いただいたご提案について、対面又はオンラインにより、その内容の改善を求める場合があります。</p> <p>この場合、①技術提案の内容を十分理解し、説明できる方、②提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方にご対応いただくこととなります（複数者でも可）。</p>
優先交渉権者の選定日時等	令和8年4月中メド
必要書類	<p>郵送又はE-mailにより以下の書類を「提出先・問合せ先」に示す場所にご提出願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「参加資格」中、3、4及び5が確認できる書類</li> <li>・ 技術提案書</li> <li>・ 概算見積書（見積条件書がある場合はそれも含む）</li> <li>・ 技術提案改善書（技術提案の改善が行われる場合に限る）</li> </ul>
提出先・問合せ先	<p>住所：東京都新宿区市谷本村町5-1  担当：防衛省情報本部 分析部員  電話：03-3268-3111（内線34130）  E-mail：industrialpolicy@ext.atla.mod.go.jp</p>